## 「保管場所の所在図・配置図」の記載例

## 【記載に際しての注意事項】

この書類は、使用の本拠と保管場所の距離が適正か否か、申請する車両が適法に駐車可能か否か判断するために必要な書類です。

この書類を基に車庫調査員が現地へ赴き、調査を行いますので、できるだけ詳しい図面を記載して下さい。

